

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

我孫子市教育委員会

特別支援教育就学奨励費（以下、奨励費）では、小中学校の特別支援学級への就学における保護者の経済的負担軽減のため、就学費用の一部を補助しています。

制度や申請方法の詳細は、市ホームページ（右記 QR コードよりアクセス）もご確認ください。申請書の記入見本もあります。



1. 対象となる方

①特別支援学級在籍者

- ・特別支援学級に在籍している児童・生徒

②特別支援学級通級者

- ・**通常学級**に在籍しながら、ことばの教室等に通っている児童・生徒

※このうち、就学援助制度を利用している方は対象外になります。詳細は裏面「注意事項・その他」をご確認ください。

2. 申請方法

- ・「特別支援教育就学奨励費申請書」を学校に提出してください。
- ・兄弟など対象者が複数いる場合は、それぞれ一枚ずつ記入してください。
- ・令和 8 年 1 月 2 日以降に我孫子市に住民登録された方は、令和 8 年 1 月 1 日現在の居住地から所得（課税）証明書を取り寄せて添付してください。
- ・奨励費は毎年度申請が必要になります。年度当初分からの支給を希望する方は、5 月 8 日（金）（※一次締切り）までに申請書を提出してください。
- ・申請はいつでも受け付けています。一次締切り後は、受け付けた月から月割り額での支給になります。
- ・**辞退される方は**、申請書の「辞退者」欄に記名してご提出ください。
また、就学援助制度に申請中の方も「辞退者」欄に記名してご提出ください。

3. 支給額

- ・審査の際に、所得制限があります。
- ・**特別支援学級在籍者及び通級者のうち学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当する方は**、校外活動費、修学旅行費、給食費（中学生のみ）、通学費は裏面の表を上限額として、実費の 1 / 2 が支給されます。
例：校外学習（小学校）で 2,000 円かかった場合
→ 2,000 円の 1/2 で 1,000 円だが、上限 800 円のため 800 円支給
- ・特別支援学級通級者（**学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当する方を除く**）は、通学費のみの支給となるため、**徒歩で通学している場合は支給がありません。**

| 費 目 | 対象学年等 | 補助上限金額 | |
|-------------|--------------------|----------|-----------|
| | | 小学校 | 中学校 |
| 学用品・通学用品費 | 全ての学年 | 5,820 円 | 11,370 円 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 1 年生 | 28,530 円 | 31,500 円 |
| 校外活動費（日帰り） | 実施する学年 | 800 円 | 1,155 円 |
| 校外活動費（宿泊） | 実施する学年 | 1,845 円 | 3,105 円 |
| 修学旅行費 | 小学 6 年生 中学 3 年生 | 10,790 円 | 28,860 円 |
| 給食費 | 中学生のみ | | 2,875 円/月 |
| 通学費 | 交通機関利用者 自家用車利用者 | 実費 | 実費 |

※1 年分の目安額です。年度途中の認定は月割となります。

※給食費は月額です。給食の停止状況などで異なります。第三子給食費無償化の認定を受けている方は、給食費の徴収が無い場合、支給は無く給食の現物支給となります。

※通学費は、自家用車の通学でも距離に応じて支給されます。

4. 注意事項・その他（就学援助制度との関係等）

- ・申請の際は、収入の有無に関係なく、事前に確定申告（所得税）・住民税の申告または年末調整を行ってください。申告状況の確認が出来なかった場合、認定できない場合があります。
 - ・市ホームページ(冒頭 QR コードよりアクセス)に制度の詳細や申請書の記入見本があります。申請前にご確認ください。
 - ・支給は、各学期ごとに市から学校へ振込後、学校から保護者の口座に振り込まれます。（9・1・3月頃）
 - ・認定後、支給対象ではなくなった場合（通常級への転籍等）は、速やかに「変更届」を提出してください。認定の取り消しをします。
 - ・「就学援助制度」は、生活保護基準額の 1.5 倍未満の所得である世帯が対象となる制度で、奨励費と支給する費目が重なっており、より支給額の多い制度です。両方の申請をする場合、奨励費申請書の「辞退者」欄に記名しご提出ください。
- なお、就学援助が却下になった場合、奨励費の認定については、先に就学援助へ申請したことが不利益にならないように配慮します。